平成２６年（フ）第２６号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡２丁目６番地１
破産者　有限会社カーショップダイラ
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
東京都羽村市栄町２丁目28番地22リヴェールパオ203
破産者　福平きよ子
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２８号
東京都羽村市栄町２丁目28番地22リヴェールパオ203
破産者　福平　　歩
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４２号
東京都青梅市今井２丁目1135番地の２
破産者　伊藤　　弘
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３７８号
東京都青梅市滝ノ上町1304番地
破産者　有限会社梅郷商事
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６６号
横浜市旭区二俣川１丁目58番地19
破産者　株式会社ドリームデベロップメント
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８４号
横浜市戸塚区汲沢５丁目13番29号
破産者　高野　浩史
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７６号
横浜市青葉区荏田北１丁目２番地８ユーワビル401
破産者　スパイスビューロー株式会社
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１号
福井県大飯郡おおい町岡田第32号８番地２
破産者　有限会社こはら食品
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第１６９号
香川県仲多度郡まんのう町岸上375番地
破産者　株式会社さぬき川福
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２６号
香川県高松市香川町浅野2193番地63
破産者　株式会社Ｔｅａｍ匠家
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２７号
高知県香美市香北町美良布1257―２
破産者　株式会社高知豊中技研
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第３８号
群馬県桐生市三吉町１丁目２番２号
破産者　新井利江子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３９号
群馬県桐生市相生町３丁目573番地　市営９号棟142号
破産者　澤田　早苗（旧姓河口）
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４０号
群馬県みどり市笠懸町鹿3830番地17　ラ・オーヴェルプロヴァンスＢ502
破産者　武　　洋一
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４１号
群馬県桐生市境野町４丁目636番地の６　アルドーレ・カーサ102
破産者　柳田　　剛
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４５号
群馬県桐生市相生町１丁目629番地の４
破産者　大木　時夫
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４６号
群馬県桐生市相生町１丁目629番地の４
破産者　大木百合子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４７号
群馬県太田市藪塚町1563番地５
破産者　加越　照子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第６０３８号
東京都中野区弥生町２丁目53―３―603
破産者　佐藤　俊次
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０９号
兵庫県西宮市小松北町２丁目２番６―105号
破産者　橋本　靖乃（旧姓津村）
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２７号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目35番１―401号
破産者　林　　義夫
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４５号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35築地北住宅906号
破産者　杉本　雄二
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２０号
宮城県黒川郡大衡村大衡字五反田４番地９
破産者　遠藤　栄喜
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６４２号
埼玉県幸手市栄５番９―202号
破産者　宇井　咲子
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係